令和８年 11 月版

令和９年度 東郷町放課後児童クラブ入所案内

～利用には、年度ごとに申請が必要です。本案内をよく読んで申請してください～

1. 放課後児童クラブとは

就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図るものです。

2. 利用区分

区分		利用できる日
①	通年 （学校のある日及び長期学校休業日利用）	学校のある日の放課後（学校振替休業日含む。）と、長期学校休業日に利用できます。
②	学校のある日のみ利用	学校のある日の放課後（学校振替休業日含む。）のみ利用できます。
③	長期学校休業日のみ利用	長期学校休業期間中（春休み（4月）、夏休み、冬休み、春休み（3月））のみ利用できます。

3.利用要件

保護者が労働等の理由により昼間、家庭にいない東郷町立小学校に就学している児童。なお、保護者には、同居（同一敷地内に居住）し、かつ生計を同一にしている 70 歳未満の祖父母を含みます。

要件	詳細
労働	・保護者が昼間に月60時間以上の労働をしている（内職を除く）
疾病・障がい	・保護者が入院又は通院しており児童の養育が困難である ・保護者に疾病又は心身の障がい（2 級又は B 判定以上）がある
看護・介護	・保護者が病気等の家族を日常的に看護又は介護している
就学	・保護者が就学・技能取得のため月60時間以上の就学をしている

4.利用申請方法・申請期間

区分	利用期間	申請期間	申請方法
① 通年 ② 学校のある日のみ	4月から利用開始 （※令和9年１月下旬頃入所決定予定）	**令和8年 11 月 25 日（水）～12 月4日（金）午後５時まで**	**オンライン申請のみ**
	5月以降（年度途中）利用開始	**利用開始月の前月７日**まで	
③ 長期学校休業日のみ	春休み（令和9年４月） 夏休み（令和9年７月～8 月） 冬休み（令和9年12月～1月） 春休み（令和 10 年３月）	利用期間ごとに申請期間を設けます。 ※春休み（令和9年４月）の申請期間は**1月頃**を予定しています。 ※利用期間ごとに順次ホームページ上で案内します。	

※申請期間を過ぎた後の利用区分の変更はできません。

5.利用申請に必要な書類

※オンライン申請の前に、必要な書類を準備しておいてください。

1 就労証明書等の証明書類

※同居(同一敷地内に居住)し、かつ生計を同一にしている 70 歳未満の祖父母がいる場合、その方の分も必要です。

申込理由	必要書類	各種様式は↓↓こちら↓↓
就労 (自営業・農業を除く)	・就労証明書 ・直近のシフト表(変則就労の方のみ)	https://www.town.aichi-togo.lg.jp/soshikikarasagasu/jumin ka/gyomuannai/5/1720.html
自営業 (業務委託を含む)	・就労証明書 ・直近の確定申告の写し等の営業の実態が分かる資料	
農業	・就労証明書 ・農地基本台帳の写し (※町内の農地の場合、町産業振興課で取得可)	
疾病・障がい	・病気・看護・介護等証明書又は障がい者手帳の写し	
看護・介護	・病気・看護・介護等証明書 ・看護又は介護が必要な方の診断書、障がい者手帳の写し、介護認定証の写し等	
就学	・在学証明書又は学生証の写し ・時間割等の月 60 時間以上就学している証明書類	

2 口座振替依頼書

(町内金融機関、郵便局、こども課窓口(いこまい館2階)にあります。)

※申請の前に下記金融機関へ提出した上で、その控えが必要になります。

※初めて児童クラブを利用する方のみ必要です。(きょうだいが利用していた方で同じ口座を利用する場合は、提出の必要はありません。)

※口座振替ができる金融機関は、次の提携金融機関のみとなりますので、口座をお持ちでない場合は、開設していただきますようお願いします。

三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、名古屋銀行、あいち銀行、十六銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、あいち尾東農協、ゆうちょ銀行

6.利用申請を始める

※必ず必要書類を揃えてから申請を始めてください。

※明らかに必要書類ではない画像データが添付されていた場合は、申請を受理しません。

※東郷町HP『令和9年度放課後児童クラブ入所申込について』のページに申請フォームURLを掲載しますので、そのリンク先から申し込みをお願いします。

7. 入所決定

入所基準により、審査を行い、入所決定を行います。定員を超える申込みがあった場合は、待機もしくは他学区放課後児童クラブを案内することがありますので、ご了承ください。

1 入所基準

「児童の学年」、「家庭状況（ひとり親家庭等）」、「利用区分」、「利用日数」、「保護者の迎え（就労）時間」を基準として入所決定を行います。

※ 申込順ではなく、優先順位が高い児童からのご案内となります。

2 入所説明会

4月からの入所が決定した方を対象に入所説明会（令和9年3月予定）を各児童館で開催します。日程等の詳細は、入所決定の際にお知らせします。

8. 利用料金

利用料金は、月額を前月末に口座振替します。（月末が休日の場合は、翌営業日）

① 通年利用（学校のある日と長期学校休業日の利用）

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金 額	6,500	5,000	5,000	7,000	9,000	5,000	5,000	5,000	6,500	6,500	5,000	6,500
振替日	4/5	4/30	5/31	6/30	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	1/31	2/29

② 学校のある日のみ利用

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金 額	5,000	5,000	5,000	5,000		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
振替日	4/5	4/30	5/31	6/30	-	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	1/31	2/29

③ 長期学校休業日のみ利用

利用月	春休み（4月）	5月	6月	夏休み		9月	10月	11月	冬休み		2月	春休み（3月）
金 額	6,500			7,000	9,000				6,500	6,500		6,500
振替日	4/5	-	-	6/30	8/2	-	-	-	11/30	12/27	-	2/29

※利用料の減免

学校教育法による要保護者又は準要保護者の世帯、生活保護法による被保護世帯、当該年度の住民税が非課税の世帯は、利用料減免の申請をすることができます。

該当する方は、各児童館にご相談ください。

年度ごとに申請が必要です。年度内に手続を行わないと減免できませんのでご注意ください。

9. 退所手続き

退所するときは、利用している児童館に「退所届」を提出する必要があります。**退所届の提出期限は、退所を希望する月の7日まで**です。（ただし、7日が日曜・祝日の場合は、その前開館日まで） また、利用要件を満たさなくなった場合は、その時点で退所していただく必要があります。その場合速やかに各児童館にご相談ください。

10. 開所時間・お休み

開所時間	月曜日～金曜日	下校時刻～午後7時
	土曜日	午前8時～午後6時
	長期学校休業日（春休み、夏休み、冬休み） 学校振替休業日	午前7時 30 分～午後7時
お休み	日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）	

※その他の利用できないとき

- 暴風警報等が発令され小学校が臨時休校となったとき（原則、学校の対応に準じます。）
- インフルエンザ等の流行により学級・学年閉鎖となったとき（閉鎖された学級の児童のみ）
- 災害等により閉館するとき

※注意事項

- 学校がある日はお迎えが、学校休業日は送迎が必要です。
- 利用できるのは、保護者の就労等に伴い必要な時間のみです。そのため、保護者が仕事が休みの日は利用できません。

11. 児童クラブ一覧

学区	児童クラブ名	電話番号	種別
高嶺小	北部児童館 放課後児童クラブ	0561-38-3531	公営
音貝小	西部児童館 放課後児童クラブ	052-801-2777	
東郷小	中部児童館 放課後児童クラブ	0561-38-6000	
諸輪小	東部児童館 放課後児童クラブ	0561-38-7100	
春木台小	南部児童館 放課後児童クラブ	0561-38-8200	
兵庫小	兵庫児童館 放課後児童クラブ	0561-37-1973	民営

※土曜日は中部児童館 1 か所での合同開所となります。

※夏休み期間中については、兵庫児童館放課後児童クラブを除き、各小学校の体育館での開所を予定しています。

12. 放課後子ども教室（きらきらこども）との重複申込

※次の場合に限り、放課後児童クラブに入所していても、きらきらこどもに申し込むことができます。 なお、令和9年度のきらきらこどもの申込期間は、**令和9年2月を予定しています。**

放課後児童クラブの利用区分		きらきらこどもの申込可否	備考
①	通年 （学校のある日及び長期学校休業日利用）	×	きらきらこどもの利用（お申込み）はできません。
②	学校のある日のみ利用	○	**長期学校休業日のみ** きらきらこどもを利用できます。
③	長期学校休業日のみ利用	○	**学校のある日のみ** きらきらこどもを利用できます。

13. その他の注意事項

（1）利用できないとき

ア　利用対象の児童でなくなったとき

イ　申込内容に偽り等があったとき

ウ　利用料金が未納のとき

エ　その他町長が不適当と認めたとき

（2）届出が必要なとき

ア　退所するとき

イ　家族の状況、住所、連絡先、就労先、就労時間等に変更があるとき

ウ　児童の写真、氏名等を町ホームページや広報紙、町公式 SNS、児童館ブログ、児童館発行物（お便り、掲示物等）に掲載することを望まないとき

（3）　連絡が必要なとき

ア　放課後児童クラブを休むとき

イ　急な事情によりお迎えが保護者以外になるとき

ウ　お迎えが申込時間を過ぎることが予想されるとき

（4）その他

ア　万一、児童がケガをした際の補償として、児童安全共済制度（一般財団法人児童健全育成推進財団）に加入しています。なお、保障は、保険給付の範囲内となります。

イ　施設や備品等を破損したときは、原則、保護者の実費負担となります。

ウ　集団生活で（発達・行動等）気になる方は事前に面談をさせていただきます。

14. よくある質問

Q1：どの曜日でも利用できますか？

A1：保護者の就労等により保護者が家庭にいない日のみ利用することができます（保護者のうちどなたかが仕事が休みの日は利用できません。）。

Q2：新1年生でも入学前の4月1日から利用できますか？

A2：4月1日から利用できます。

Q3：保護者が送迎できない日があります。利用できますか？

A3：代理送迎の届出をすれば、保護者以外の方の送迎が可能です。届出書類については入所決定後にご案内します。なお、疾病・障がいが入所要件の場合、当該保護者による送迎はできません。

Q4：保育園の入園申込みで提出した就労証明書を児童クラブでも使用できますか？

A4：7月以降の3か月（7・8・9 or 8・9・10）の就労実績（見込）が明記されているものであれば、コピーでも可です。

Q5：2社以上掛け持ちで就労している場合は、全ての会社の就労証明書が必要ですか？

A5：全ての就労証明書が必要です。

Q6：就労証明書が申込期限までに間に合わない場合、一部の書類のみで申請できますか？

A6：一部の書類のみでは申請できません。必ず期限までに全ての書類を揃えて提出してください。

Q7：児童クラブに登録していたら、利用がなくても利用料は発生しますか？

A7：発生します（退所する場合は、提出期限が決まっていますので、ご注意ください。）。

Q8：保護者が学校行事等に参加するときに児童クラブを利用することはできますか？

A8：原則、入所要件以外での利用はできませんが、例外として、学校行事や保育園行事等に限り最低限必要な時間のみ利用することができます。詳しくは各児童館にご相談ください。

【放課後児童クラブ問い合わせ先】
東郷町役場　こども課　児童係（いこまい館２階）　TEL　0561-56-0736